

DESA フォーラム (2015/3/15 10:30~ 仙台市 東北大学)

『東日本大震災から4年目にあたっての提言』レジュメ

一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事 倉野 直紀

#### ■災害は社会的弱点を露わにする

災害はあらゆる社会的弱点を集中的に襲い、その弱点が大きく露わとなる。特に、障害者や高齢者等の社会的弱者は被害が大きくなる。災害のステージは、『災害発生時』『発生後避難』『避難所生活』『生活再建』と4つのステージに分けられると考える。障害者はこの全てのステージで心身両方とも大きなハンディを背負う。東日本大震災で障害者の死亡率が健常者の2倍であったことが、それを示しているのではないか。

#### ■東日本大震災から見えた防災と障害者の課題について

ここで課題となったのは、「なぜ障害者の死亡率が高くなったのか？」である。考えられる原因として2つが上げられる。1つ目は、当時の防災対策また災害対策に関する政策に「障害者」の視点が欠けていたことである。あの津波は確かに想像できないほどの天災だったが、それだけで片付けてほしくはない。それまでの防災、災害対策を策定するにあたり、どこまで障害者の視点が入っていたか？障害者の存在が欠けていたのだ。

2つ目は、平時の障害者に対する支援や社会資源の水準は、災害時の障害者の被害状況、復興期の障害者への支援と関係しているのではないか。平時の水準が低ければ、災害時の障害者の被害率は高くなり、復興期も十分な支援は受けられない。平時の障害者に対する支援の取り組みが、災害時に大きく現れてくると考えている。

東日本大震災発生当時、宮城県、福島県には聴覚障害者情報提供施設がなかった。地域団体が聴覚障害者救援中央本部も協力しながら行政と交渉し、被災聴覚障害者への支援の拠点となりうる聴覚障害者情報提供施設の必要性を訴えた結果、2013年に福島県、2015年に宮城県で情報提供施設がオープンするに至った。

#### ■支援に重要な役割を果たした障害当事者団体のネットワーク

障害者の安否確認、生活支援について、20年前の阪神・淡路島大震災のときは、自治体・福祉団体、医療団体、障害者団体、支援団体がそれぞれで支援を行っていた。被災者へより良い支援を行うためには、平時から、各団体がネットワークを構築し、相互に協力しあう体制をつくることが重要ということを学んだ。

東日本大震災のときは、JDF（日本障害フォーラム）はすぐに各障害者団体を主とした東日本大震災被災障害者総合支援本部を立ち上げ、障害者への支援に多大な役割を果たした。

JDF に加盟している全日本ろうあ連盟も関係団体ともに、大震災発生時にすぐ「東日本大震災聴覚障害者救援中央本部」(※のちの「聴覚障害者災害救援中央本部 以下、救援中央本部) を立ち上げ、支援者とともに、避難所をひとつひとつ回り、障害者一人ひとりのニーズを把握し、支援活動を行った。

東北3県に渡る広域な被害であったため、関東ブロックを支援拠点とし、全国から救援物資や7,000万円を超える義援金を集め、配分した。

課題となったのは、支援の第一歩となる、障害者の安否確認の際、自治体と連携を思うように取れなかったため、初動が遅れたことだ。支援が必要な障害者の名簿の提供を求めたが、『個人情報保護法』が壁となった。災害時に、支援団体にすぐ提供できる仕組みが整えられていなかった。これも平時の支援の取り組みの課題が、災害時に露わになった一つの例だ。

また、聴覚障害者に緊急に必要な支援は、情報とコミュニケーションの支援だ。厚生労働省と交渉し、国から各都道府県等に手話通訳者・要約筆記者・ろうあ者相談員の派遣を要請してもらった。救援中央本部が厚生労働省から委託を受け、約2ヶ月間、手話通訳者・ろうあ者相談員の派遣調整を実施した。また、心のケアを行うため、手話ができるソーシャルワーカーを派遣する医療・メンタル活動を行った。その際、手話通訳者やソーシャルワーカー、相談員は通常は地元で職を持っているため、職場の理解や調整が必要であり、また派遣にかかる費用についてが、課題となった。

また、原発の被害が著しかったため、義援金の一部をもとに、聾学校の除染作業も行った。放射能被曝や健康障害について、聴覚障害者の相談活動必要となってくる。現在も、被災地域の現状把握のためにアンケート調査をし、精神面も含めた支援について検討・実施している。

しかし、防災を減災に変えるためには、平時から聴覚障害者への防災教育が必要も重要だ。全国の加盟団体に『災害救援地域本部』を設けるようお願いし、それぞれ地域で防災ネットワーク構築の取り組みを行っている。また、本部も地域本部が開催する防災学習会に講師を派遣し、防災教育を行っている。

#### ■障害当事者の災害の経験と知識を社会づくりに活かして

日本の障害者は、阪神・淡路島大震災、東日本大震災をこの20年で経験した。その経験から言えることは、『誰もが住みやすいまちづくり』が必要であるということだ。

障害者権利条約であげられた理念に基づき、障害インクルーシブな防災が必要となる。

- ①防災に関わるあらゆる施策や計画策定の取り組みの中に、障害者を明確に位置づけるとともに、障害者の視点を盛り込むため、障害者とその関係者の参画を保障

する

- ②平時から、自治体・福祉団体、医療団体、障害者団体、支援団体で構成するネットワークを構築する
- ③まちづくりや、避難所、仮設住宅、復興住宅はユニバーサルデザインの視点で作られなければならない
- ④『災害発生時』『発生後避難』『避難所生活』『復興生活』のそれぞれのステージで必要となる情報アクセスとコミュニケーション保障を行う仕組みづくり
- ⑤自治体と障害者団体、支援団体が連携し、障害者への防災教育や啓発活動を行う。

繰り返すが、災害は社会の有り様を大きく露わにする。日頃からの取り組みが災害時に大きな効果を生む。差別や格差を生まないインクルーシブの取り組みを防災面でも展開していくことが、災害時に有効であり、誰もが住みやすいまちづくりにつながると確信している。